

通学路の立哨指導

1 立哨指導者の心得

(1) 立哨位置等

- ア：運転者からよく見える場所で行う。
- イ：歩道がある場合は歩道上で、また歩道がない場合は道路左端の安全な場所で行う。
- ウ：横断指導の場合は、必ず2名以上で行う。
- エ：(主)は、横断児童の滞留する右側に、(副)はその対角線上に立つ。

(2) 服装等

- ア：動きやすい服装、靴を着用のこと。
- イ：スクールパスポートを着用する。
- ウ：雨天の場合は、レインコートを着用する。
- エ：立哨旗（以下「旗」とする）を所持する。

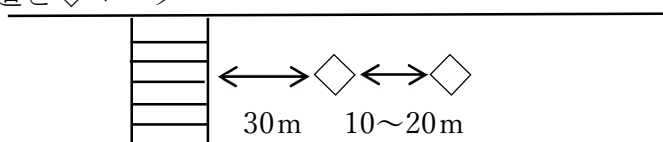
(3) 歩行・横断の指導

- ア：歩行は右側通行が原則だが、歩道がある場合は歩道を、または路側帯により歩行区分が明示している場合は、路側帯内を歩行させる。
- イ：横断する場合は、必ず右左の安全を確認させ、右手を上げて横断させる。

(4) 車両を停止させる場合

- ア：右→左→右方向の順で確認し、旗を高く上げ運転者に停止を促す。
- イ：小型車を先頭として停止させる。(大型車を停止させると後続車両の追突、追越等の事故発生の要因となる)
- ウ：停止の合図は、車両が50～60m程前にするのが望ましい。
- エ：◇マークと車両の走行距離を留意する。

横断歩道と◇マーク



(5) 信号機のある交差点

- ア：信号機に従って横断指導する。
- イ：横断者は、右折・左折車両に注意する。

2 横断時の立哨指導

- (1) 横断者の制止 旗は、右手に持ち、横断者の前に横にし、更に左手で、横断者を止めておく。
- (2) 車両の停止 立哨者は、右、左、右方向の安全を確認し、右手で旗を高くあげる。
- (3) 停止の間を取る あげた旗は、少し間をおき、下におろす。
(左手は、車両が停止するまで横断者を止める。)
- (4) 誘導 車両が確実に停止したのを確認してから左手で横断を促すとともに、次の横断者への制止を行う。
- (5) 横断者の制止 横断者が横断を終わるのを見届けてから(1)により次の横断者を止めておく。
- (6) 心の合図 左手に旗を持ちかえ、車両運転者に軽く会釈をする。